

## 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会開催要綱

### (目的)

第1条 死者7名、負傷者3名が発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」における火災(平成18年1月8日)を踏まえ、認知症高齢者等が入所する施設における防火安全対策のあり方について検討を行うため「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会(以下「検討会」という。)」を開催することとする。

### (検討事項)

第2条 検討会は、認知症高齢者グループホーム等に係る次の事項について、調査、検討を行うものとする。

- (1) 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要の把握と課題の整理
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等のあり方
- (3) 認知症高齢者グループホーム等における防火管理のあり方
- (4) その他必要な事項

### (検討会)

第3条 検討会は、学識経験者、行政機関、消防機関、消防関係団体及びグループホーム関係団体を代表する者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する委員をもって構成する。

2 検討会には、委員長を置く。また、検討会には、委員長の指名する副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員長は、検討会を主宰する。また、委員長に事故ある時は、副委員長が代理する。

### (委員等の任期)

第4条 委員の任期は、承諾日から平成18年3月31日までとする。

### (庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

### (補足)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年1月17日から実施する。